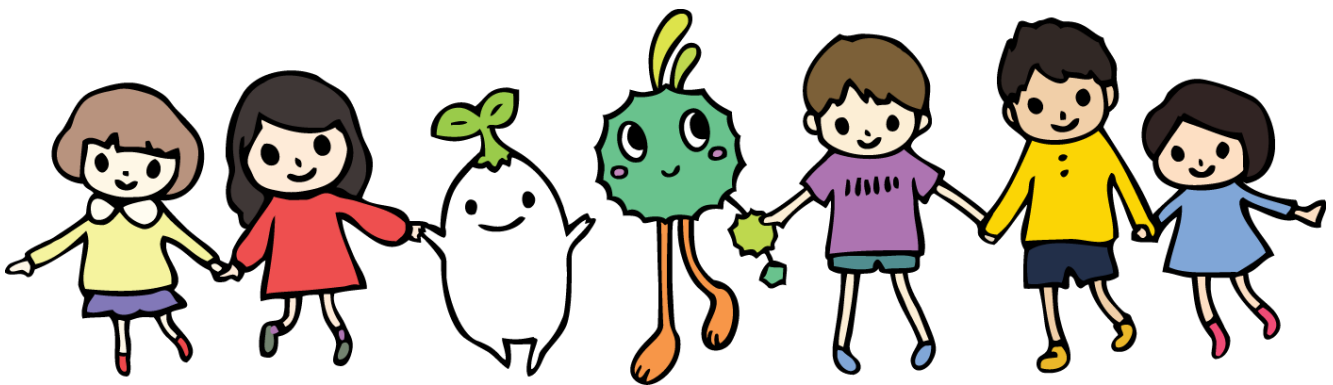


杉並区

多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー

利用者の手引き



多胎児を妊娠中または3歳未満の多胎児を養育するご家庭をヘルパーが訪問する子育て支援サービスです。区内で子育て支援や家事援助等のサービスを実施している事業者に委託しています。

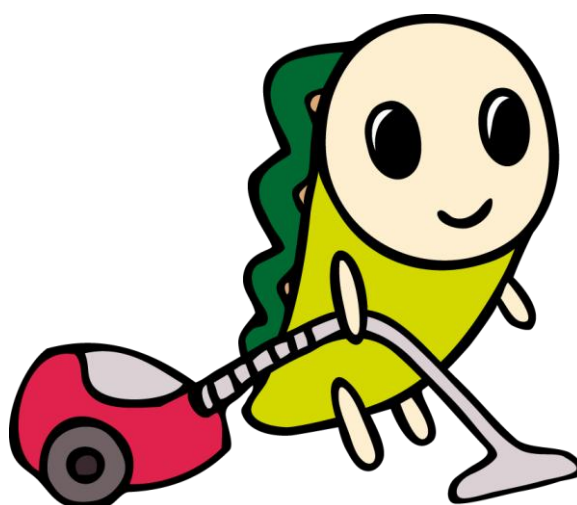
本事業の利用には事前に利用申請・承認が必要です。

区の利用承認を受けていない方は、
まず[杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー利用申請](#)を
行ってください。

もくじ

利用条件	2
対象者	3
利用条件	3
利用場所	3
利用可能期間・上限時間数	3
利用料金	3
利用までの流れ.....	5
荒天時の利用について	5
感染症予防にご協力ください.....	5
依頼内容(サービス内容)について.....	6
キャンセルについて.....	6
サービス内容 ① 家事支援.....	7
家事支援サービスを依頼する場合の注意	8
サービス内容 ② 育児支援.....	9
子ども(多胎児または上の子)のお世話を依頼する場合の注意事項.....	10

よくある質問.....	11
利用条件(在宅している人・利用場所)について	11
事業者について	11
サービス内容(できること・できないこと)について	12
杉並子育て応援券の利用について.....	12
注意事項	12
問合せ先	13



利用条件

対象者

杉並区在住の多胎児を妊娠中の方、または3歳未満の多胎児を養育中の保護者

利用条件

- 産前(妊娠中)の場合は、妊婦が在宅していること。
- 産後の場合は、多胎児と保護者が在宅していること。

利用場所

原則自宅(住民登録がある場所)

利用可能期間・上限時間数

午前9時～午後5時、1日1回、連続した4時間以内

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日除く)

妊娠がわかった時点から1歳の誕生日の前日までの期間	240時間
1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日までの期間	180時間
2歳の誕生日から3歳の誕生日の前日までの期間	120時間

利用料金

1時間 500円(生活保護法による生活保護世帯、特別区民税・都民税非課税世帯は0円)

- ヘルパーの交通費は利用者負担です。
- 利用予定日の前営業日午後5時以降のキャンセルはキャンセル料が発生します。



利用料金と交通費の支払いに

杉並子育て応援券をご利用いただけます

※キャンセル料の支払いに杉並子育て応援券は利用できません。

承認後に、

- ◆ 杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業利用承認通知書
- ◆ 利用時間管理表
- ◆ 委託事業者一覧
- ◆ 利用の流れ他ご案内 をお送りしています。

第2号様式（第5条関係）	○杉並第 00000 号 令和○年○月○日
杉並 なみ 様	杉並区長 ○○ ○○
杉並区多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業利用承認通知書	
令和○年○月○日付けで申請のありました多胎児家庭家事・育児支援ヘルパー事業利用申請について、下記のとおり決定したので通知します。	
記	
利用者氏名	杉並 なみ
利用期間	承認日から1歳の誕生日前日まで
利用時間	240時間以内 月曜日から土曜日までの午前9時から午後5時の間の連続した4時間以内 ※祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く
費用負担額	2区分（1時間あたり 500円）
※ 利用事業については、別紙「受託事業者一覧」から選び、利用者が連絡を取ります。	
承認番号 ○多-123	

利用時間数と利用可能時間は
こちら

利用料金はこちら

承認番号はこちら

利用までの流れ

事業者 選択 ・ 事前訪問等

- ① 別紙の委託事業者一覧から利用したい事業者を選択し、電話で本事業を利用することを伝えてください。
- ② 電話や訪問等で、事前にサービス内容を事業者と確認し、依頼内容や利用希望日時を具体的に伝えてください。
※利用時間・利用回数は申込時の状況により、ご希望にそえない場合があります。

サービス 提供

- ① ヘルパーが到着したら、〈利用承認通知書〉を提示します。
- ② サービス終了後、ヘルパーが持参する〈活動記録簿〉に必ずサインしてください。
- ③ 〈利用時間管理表〉をヘルパーに提示し、事業者サイン欄にサインを貰ってください。
★時間管理表の記載方法は時間管理表表面に記載しています。

支払い



利用時間に応じた料金とヘルパーの交通費(発生した場合)を事業者にお支払いください。

- ★**利用料金及び交通費のお支払いに杉並子育て応援券をご利用いただけます。**

荒天時の利用について

利用予定時間に悪天候(豪雨や積雪など)が予想される場合は、訪問日程や時間調整のため、事業者からご連絡をさせていただくことがあります。

感染症予防にご協力ください

ヘルパーは感染症予防に留意しております。ご家庭で作業に入る前には手洗い・うがいを励行しますので、ご協力をお願いします。

依頼内容(サービス内容)について

本事業では、日常的な家事と育児支援をヘルパーに依頼することができます。

どのようにサービスを使うか、利用の前に事業者とご相談ください。

依頼内容について詳しくは P.7~P.10 のサービス内容 をご覧ください。

※依頼内容によって本事業としてご利用いただけない場合があります。

※ヘルパーの空き状況等により希望に添えない場合があります。

キャンセルについて

利用日の前営業日午後5時以降のキャンセルはキャンセル料(500 円×予約時間数)が発生し、利用したものとして利用時間に含まれます。

- キャンセル料の支払いに杉並子育て応援券は利用できません。
- 利用される方や同居のご家族が感染症にかかった場合、ヘルパーをご利用いただけません。サービス利用当日、利用される方や同居のご家族に発熱等が認められる場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。
- キャンセルした際には、時間管理表に予約時間数分を使用したことを利用者自身で記入してください。

例① 予約どおり利用した時の書き方 ※訪問したヘルパーが記入します

11/5 に●●ヘルパーで2時間利用した場合、1行が1時間のため、2行分

- ・利用時間に斜線
- ・利用日
- ・事業所サイン を記入します。

例② 当日キャンセルをした時の書き方

※利用者が記入します

11/13 に△△ヘルパーを2時間当日キャンセル
(前営業日 17:00 以降に連絡)した場合

1行が1時間のため、2行分

- ・利用時間に斜線
- ・利用日(キャンセルになった日)
- ・当日キャンセル欄に✓を入れる
- ・事業所サイン欄に事業所名を記入します。

1	11/5	<input type="checkbox"/>	●●ヘルパー
2	11/5	<input type="checkbox"/>	●●ヘルパー
3	11/13	<input checked="" type="checkbox"/>	△△ヘルパー
4	11/13	<input checked="" type="checkbox"/>	△△ヘルパー

利用時間管理表記載例

サービス内容 ① 家事支援

以下の例を参考に、事業者とサービス内容・利用時間を相談してください。

※事業者によって各サービスの上限時間が設定されている場合があります。

※依頼時の空き状況等により希望に添えない場合があります。

サービス内容と目安時間 (できること)	対象外のサービス (できないこと)
<p>●食事の支度(1時間程度)</p> <p>サービス利用当日1食分の 日常的な食事の支度</p> <p>※メニューの決定と食材の用意は 利用者が行います。</p>	<p>×つくりおき</p> <p>×親戚の集まりやパーティ、 記念日等、特別な日の食事の用意</p> <p>×専門的な栄養指導</p>
<p>●衣類の洗濯(1時間程度)</p> <p>日常的な衣類の洗濯、衣類たたみ等</p>	<p>×特別な配慮が必要な洗濯</p> <p>×特殊な薬剤を用いたクリーニング</p> <p>×コインランドリーでの洗濯・乾燥</p>
<p>●掃除及び整理整頓(1時間程度)</p> <p>日常的な掃除、片付け</p>	<p>×大掃除、引っ越しの準備や片付け</p> <p>×窓ふき・庭仕事</p> <p>×換気扇・排水溝掃除、カビ取り</p> <p>×エアコンクリーニング</p> <p>×特殊な薬剤を用いた清掃</p>
<p>●食材及び日用品の買い物 (1時間程度)</p>	<p>×銀行・郵便局での手続き代行</p> <p>×図書館への返却</p>

家事支援サービスを依頼する場合の注意

この事業では、ヘルパーが普段の生活の中で行う家事の支援を行っています。ご依頼の内容が支援の趣旨に合わない場合には、この事業内での対応が難しく、事業者がお引き受けできないことがあります。

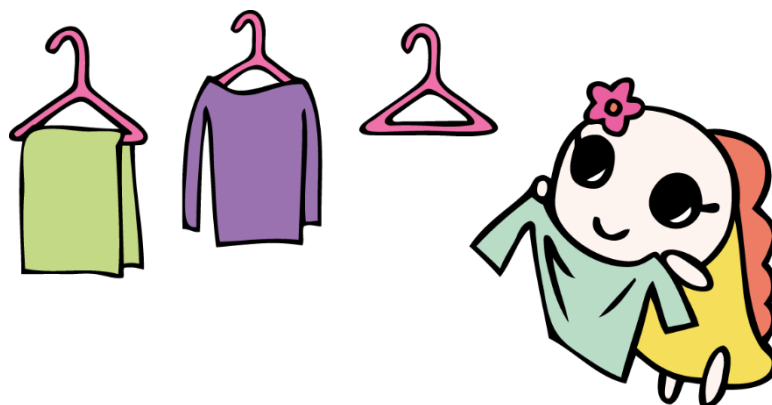
**トラブルを防止するために、
利用の前に依頼内容について事業者と具体的に打ち合わせしてください。**

【掃除及び整理整頓について】

- ◆ ヘルパーは清掃専門業者ではないため、特殊な薬剤を使う清掃はできません。

【食事の支度について】

- ◆ ヘルパーは料理の専門業者ではないため、準備や調理に特別な技術や時間がかかる料理は、状況によりお引き受けできないことがあります。
- ◆ 料理の依頼をする際には、アレルギー等のリスクに対する安全の管理のため、事前にメニューを決めて、事業者を確認してから依頼してください。
- ◆ 料理の材料は事前に用意しておくか、買い物の代行(食材の調達)を併せて依頼してください。



サービス内容 ② 育児支援

以下の例を参考に、事業者とサービス内容・利用時間を相談してください。

※事業者によっては、空き状況等により希望に添えない場合があります。

※依頼内容によって本事業としてご利用いただけない場合があります。

サービス内容と目安時間 (できること)	対象外のサービス (できないこと)
<p>●健診の付き添い(4時間まで)</p> <p>産前:母の妊婦健診</p> <p>産後:多胎児の定期健診・予防接種 多胎児同行の母の通院 (出産に伴う疾病に限る)</p>	<p>×出産時の入退院の付き添い</p> <p>×保護者、多胎児、上の子に関する 受診・通院の付き添い (体調不良時や持病の通院)</p>
<p>●上の子の送迎(1時間程度)</p> <p>上の子の保育園・幼稚園等の送迎</p> <p>・送り、迎えのどちらか一方</p> <p>・子ども1人につきヘルパー1人が徒歩 または公共交通機関を利用して対応</p> <p>※送迎にかかる交通費は利用者負担</p>	<p>×自転車での送迎</p> <p>×お稽古ごとの送迎</p> <p>×学齢期の子ども送迎</p> <p style="text-align: center;"><u>同日中に送り迎え両方の 依頼はできません。</u></p>
<p>●多胎児のお世話(2時間まで)</p> <p>・もく浴や授乳、食事の介助等</p> <p>・保護者が同室で家事をする間や 休養を取る間の見守り</p>	<p>×子の預かり(託児)</p> <p>×外遊び</p> <p>×体調不良の子どものお世話</p>
<p>●上の子のお世話(2時間まで)</p> <p>室内での遊び等</p>	<p>「多胎児のお世話」「上の子のお世話」は <u>1回の利用につき各2時間まで</u> 依頼する場合は 必ず注意事項を参照してください</p>
<p>●育児に関する助言・相談</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

子ども(多胎児または上の子)のお世話を依頼する場合の注意事項

子どものお世話を依頼する場合、以下が実施の条件になります。
依頼する際には必ず事業者と本注意事項をご確認ください。

- ◆ 保護者とサービス対象になる子(多胎児または上の子)が、同室にいること。
- ◆ 保護者の指示と見守りの下でサービスが実施されること。
- ◆ お世話中は他のサービスを依頼できません。
(例:お子さんの見守りをしながら掃除はできません。)

本事業は託児サービスではございませんのでご注意ください。

外出時の子供の預かり等、託児サービス利用希望の方は「杉並区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」を併せてご検討ください。※別事業です。

東京都の補助制度を活用し、未就学児を育てている保護者が東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)認定事業者のベビーシッターを利用する場合の利用料について、その費用の一部を補助します。

ベビーシッター利用支援事業について、詳しくは[区ホームページ](#)をご覧ください。右記二次元コードからもご覧いただけます。



よくある質問

利用条件や対象となるサービス、できること・できないこと等、ご不明な点があれば区の担当にお問合せください。

利用条件(在宅している人・利用場所)について

Q1. 産前の利用について、妊娠中の母が入院している間、在宅している父と上の子でヘルパーを利用することはできますか。

A 産前は妊婦の在宅が利用条件であるため、利用できません。

Q2. 産後の利用について、母が入院している間、在宅している父・上の子・多胎児でヘルパーを利用することはできますか。

A 産後は保護者と多胎児が在宅していることが利用条件であるため、父と多胎児が在宅していれば利用できます。

Q3. 実家等、自宅以外の場所でヘルパーを利用することはできますか。

A 杉並区内・区外に関わらず、ご実家等では利用できません。健診等の付き添いを除き、サービス利用中に産前は妊婦、産後は多胎児と保護者が自宅(住民登録がある場所)に在宅している必要があります。

事業者について

Q4. 複数の委託事業者を利用してもよいですか。

A 「今日は A 事業者、明日は B 事業者」のように複数の事業者をご利用いただくことができますが、1日に利用できる事業者は1つのみです。(1日1回、連続した4時間以内の利用になるため)また、事業者ごとに利用前に事前打ち合わせや面談が必要で、提供できるサービスも異なりますので、予約の際にご確認ください。

サービス内容(できること・できないこと)について

Q5. 送迎の同行を依頼することはできますか。

A 産前は妊娠中の母、産後は保護者と多胎児が在宅していることが利用条件であるため、利用条件から外れる同行はサービス利用対象外です。ただし、上の子の送迎について、保育園から初回の送迎はヘルパーと保護者が同行することを求められた場合、初回に限りサービス対象としています。

Q6. 上の子の杉並区外の幼稚園(保育園)への送迎は可能ですか。

A 1時間以内の距離で、公共交通機関を利用した送迎であればサービスの対象になります。(送迎にかかる交通費は利用者負担)。依頼する際に事業者とご相談ください。

杉並子育て応援券の利用について

Q7. 杉並子育て応援券のポイントについて、上の子(単胎児)の分として支給されたポイントや有償で購入したポイントを、下の子(多胎児)で承認を受けている多胎児家庭家事・育児支援ヘルパーの支払いに使うことはできますか。

A ご利用いただけます。杉並子育て応援券は全てのサービスで兄弟姉妹に交付された応援券(ポイント)が利用できます。なお、利用料、交通費の支払いには応援券をご利用いただけますが、キャンセル料の支払いにはご利用いただけません。

注意事項

- ◆ 利用日の前営業日午後5時以降のキャンセルは、キャンセル料(500円×予約時間数)が発生し、利用したものとして利用時間に含まれます。詳しくは P.4をご覧ください。
- ◆ 利用される方や同居のご家族が、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症または感染性胃腸炎などの感染症にかかった場合には、ヘルパーはご利用いただけません。事業者にご連絡をお願いいたします。

※サービス利用当日、利用される方や同居のご家族に発熱等が認められる場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。

- ◆ トラブル防止のため、事前確認をお願いします

業者は事故や損害が発生しないよう十分に配慮しておりますが、万が一、怪我や物品の破損などが生じた場合には、事業者の定める保障内容および免責事項に基づいて対応いたします。詳細は打ち合わせの際にヘルパーと必ずご確認ください。

問合せ先

ご不明な点がございましたら担当へお問合せください。

杉並区子ども家庭部 地域子育て支援課 子育て支援係

03-5307-0786(土・日・祝日・年末年始除く 8:30~17:00)

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1(区役所東棟3階)

令和8年4月発行

地域子育て支援課子育て支援係

